

余剰電力売却仕様書

1. 件名 三瓶ダム管理用発電余剰電力の売却
2. 予定売却電力量 電力供給期間内の余剰電力の全量（約 1,654,000kwh 時）
※過去 5 年間売却量の年間平均値 約 827,000kwh より
（裏面：三瓶ダム管理用発電所 売却実績 参照）
但し、契約は 1kwh 時当たりの単価契約とする。
3. 契約期間 契約締結の翌日から令和 8 年 10 月 31 日 24 時 00 分まで
（電力供給期間は令和 6 年 11 月 1 日 0 時 00 分から契約完了まで）
4. 施設名称 三瓶ダム管理用発電所
5. 需給地点 三瓶ダム発電所送電線引出口に設置した県の負荷開閉器の
中国電力ネットワーク株式会社側接続点
6. 接続電力系統 中国電力ネットワーク株式会社
7. 電気方式 交流三相 3 線式
8. 需給最大電力 250 キロワット
9. 周波数 60Hz
10. 標準電圧 6,600V
11. 発電設備 方式：水力発電

12. その他

- (1) 本件に係る設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 3 項に規定に基づく、再生可能エネルギー発電設備の対象外。
- (2) 本件に係る余剰電力は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）附則第 4 条の規定により、なおその効力を有するとされる廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）における新エネルギー等電気相当量を含まない。
- (3) 系統連系受電契約（発電側課金）について
 - ア. 買取人（落札者）は、本件に係る契約締結後、管轄一般電気事業者を代理して、発電者（島根県）との間で系統連系受電契約を締結するものとする。
 - イ. 系統連系受電サービス料金については発電者（島根県）が負担するものとするが、

電力買取代金と発電側課金相当額を相殺処理することを前提とし、買取人（落札者）は発電者（島根県）に代わり管轄一般電気事業者への支払いを行うものとする。

(4) 本件に係る余剰電力は、卒FIT設備のため非FIT非化石電源認定事務局により非化石電源として登録されているため非化石価値を含んでおり、非化石価値は追加料金なく電力量に合わせて、発電者から購入者へ提供する。

(5) 三瓶ダム発電所における電力量の計量を行う電子式の電力受給用複合計器は、以下のとおり。

- ・AM3EU-W（普通級/無効）110/5A（大崎電気工業株式会社）

三瓶ダム管理用発電所 売却実績（単位：kWh）

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	平均
4月	42,902	100,669	47,321	66,886	74,946	66,545
5月	50,036	56,973	71,269	93,005	99,154	74,087
6月	43,459	74,697	80,084	48,986	94,347	68,315
7月	50,170	136,655	95,176	39,530	111,808	86,668
8月	42,495	71,164	105,385	86,647	72,520	75,642
9月	41,752	69,818	113,948	92,200	76,072	78,758
10月	33,255	67,093	58,068	43,302	38,071	47,958
11月	34,412	39,243	88,611	23,248	41,963	45,495
12月	40,688	35,308	89,389	24,446	86,444	55,255
1月	65,592	0	114,103	47,551	124,637	70,377
2月	93,689	0	59,299	84,591	137,053	74,926
3月	98,082	28,067	78,461	91,236	123,271	83,823
合計	636,532	679,687	1,001,114	741,628	1,080,286	827,849

※R2. 1.～2 故障停止